

子どもの権利・教育・文化 全国センター

ニュース 第32号 2011年2月10日

子どもの権利・教育・文化 全国センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館5F

TEL 03-5211-0133 FAX 03-5211-0134

ホームページ <http://kodomo.p-web.biz/>

メールアドレス kodomo@kodomo.p-web.biz



画・岡本正和

広げよう 父母・教職員・地域の共同 実現させよう 子どもの願い、私たちの願い

地域教育運動交流集会 ひらく

2010年11月27日、東京で、地域教育運動交流集会をひらき、全国から教職員や父母・市民約80人が参加しました。

開会挨拶で、三上満代表委員は「自分が好き、生きることが大好きという感情を子どもの内に育てることが大切。憲法9条の初心にかえて、歴史の転換をめざす時ではないか」と問いかけました。

本田久美子事務局長が基調報告にたち、「国の責任による少人数学級や教育費無償化の施策を前進させるために、各地でとりくまれている運動を集約するとともに、地域ネットワークや懇談会づくりなどの経験を交流しよう。また、『地域主権改革』や『新しい公共』などの政策の本質を学習し、子どもを真ん中にした学校づくり・地域づくりをすすめよう」と提起しました。

特別報告から

門真市における小中一貫校推進を口実とする学校統廃合に反対するたたかい

石原幸一さん（大阪・門真教職員組合）

2008年、市教委は、市内15の小学校のうち3校を廃校にし、12の小学校と中学校6校それぞれが「一中学校二小学校」のかたちで小中一貫教育を推進するという計画を発表。かどま教組は、最も校区の広い四宮小学校区で現地調査を行うとともに、以前から交流のあった地域の有力者の協力も得て、PTA会長や自治会長との懇談などをすすめた。市教委の説明会には200人近くが参加し、通学時間が長くなることや幹線道路横断の危険性などに加え、「一中二小」方針への疑問、地域のコミュニティセンターとしての学校の役割などが強調された。住民組織「四宮小学校の存続を求める会」も結成し、運動を展開。住民の熱意や行動の前に、2010年4月、市教委は全家庭にお詫びと計画の凍結を内容とする通知を配布した。しかし、基本方針はまだ撤回されていない。子どもの学



力や不登校などの問題の打開は、少人数学級や安定した教職員配置こそ第一にとりくむべきではないか。行政がすすめる小中一貫教育の問題点を明らかにしながら、地域と学校の結びつきを強め、子どもの豊かな成長を保護者・地域住民とともに励まし、見守り促していく教育を地道に積み上げていきたい。

少人数学級実現のための共同のとりのくみ

坂田綾子さん（新日本婦人の会神奈川県本部）

神奈川県の不登校の数は、4年連続全国最多で1万人強、1000人あたり14人。小中高校生の校内外暴力も5年連続で最多。一方、高校進学率（全日制）は88.2%で全国最低レベル。親たちは本当に心配している。

30人学級実現の署名は12月に向けて現在、8000筆を超えた。ぜひ1万筆をこえて国や県に出したい。

文部科学省が今年の3月から4月に行ったインターネットによる「学級編成・教員定数のあり方に関する意見募集」を新婦人の中でFAXしたら、びっしりと書き込まれた声が短期間にたくさん寄せられた。

「新婦人で学校訪問をすると、校長先生の声で一番多いのは、『先生を増やしてほしい』です」「いじめが少なくなったというがとんでもない。先生の目が届いていないだけ」「先生は手のかかる子どもに精一杯で、他の子どもに手がまわっていない」「31人のクラスは先生の目が届き、落ち着いた授業をしているが、40人のクラスは大変。どの先生も30人学級を希望されています」等々。

新婦人の港北支部（横浜市）では、「30人学級を実現する会」をつくって懇談会の際に署名を集めている。

そこでの話。2年生の子どもが夏休みの宿題で、はじめて読書感想文を一生懸命書いたが、ただ「みました」のハンコのみ。子どもがやる気をなくしてしまった、とのこと。一方、その学校の高学年では、校長先生の裁量なのか、子どもの数は増えていないのにクラス数が増えて、落ち着きを取りもどし、何かやるたびに先生が賞状をつくってくれ、子どもはやる気がでてきたという。

「しゃべって！聞いて！つながって！」をテーマに、新婦人の若い世代の交流会を、全国レベルで行った。「30人学級になったら管理がきつくなるのでは？」という声もある中、どんなおとなに育てるのか。どんな教育を求めるのか、していくのか。共感を広げ運動していきたい。

「地域子育て・教育ネットワーク京都」の6ヶ月

得丸浩一さん（京都市教職員組合）

2008年8月に全教などの「教育のつどい」が京都で開かれたが、この「つどい」を最終目的とするのではなく、これを機に、各地で活動しているさまざまな教育・子育て共闘組織を発展的に再編して新たなネットワークを立ち上げようということになり、準備をすすめてきた。

10月、「右京子育て・教育ネットワーク」が発足。2ヶ月に1回、「子育てサロン」を開き、「発達障害の理解と支援のあり方」「保育園から見た子育て」「小学校は今…」「貧困と学力」などをテーマに話しあっている。「サロン」や「集会」のあとは必ず通信を発行し、地域や職場をつなげ広げてきた。通信をどれだけの人が読んでくれているか、この活動はとても重要だと思っている。

2010年6月には、「右京子育て・教育ネット」「子どもまん中街づくり 左京子育てネット」と新日本婦人の会京都府本部、京都市教職員組合が呼びかけて「地域教育・子育て共闘組織」交流会議を開き、9つの行政区から28人が参加した。第2回目の会議で、会の名称を「地域子育て・教育ネットワーク京都」と決め、ネットワーク通信をつくり、各団体のとりくみやニュースを掲載し、現在40団体・個人に300部を配布している。毎月交流会議を持ち、10月の京都市教育研究集会の際には、「地域子育て・教育ネットワーク京都」に参加する団体・個人の活動報告会とともに、特設分科会も設定した。左京、右京、下京、伏見、東山など各地の子どもまつりや少年団活動、教育懇談会、要求運動などの活動を交流した。

私たちは、「地域子育て・教育ネットワーク」自体が大きくなることが目的ではなく、ここに参加している諸

団体が地域で活動を広げ大きくなっていくことが目的。子どもや親の生活実態をもとに、教育だけでなく、福祉、医療などのネットワークをつくる必要がある。

参加者の交流・発言から

フロアからは、「一方的な学校統廃合に反対」「教室にクーラーをつけて」などの地域の運動が報告されました。

・北海道から高校教員とPTA会長、卒業生の母親が参加し発言。「道教委は納得できる理由も示さず、統廃合を強行決定。『競争原理でよい』という。PTAや卒業生と一緒に高校を守る運動にとりくんでいる」。

・「^{もと}基町小学校がつぶされる」と校長も苦悩。地域の高齢者には子どもとふれあえる生き甲斐の場。市教委のアンケートによれば、「望ましい学校は20人程度で複数の学級」との結果が出た。これを逆手に小さな学校をつぶすという。地域の分断を許さず頑張りたい。（広島・教職員）

・但馬地域では、高校と地元の中学校との連携校方式（準小学区制）を守り、学区拡大に反対している。「高校は地域の学校」という住民意識は高い。八鹿高校事件以来の地域運動の底力を示している。（兵庫・教職員）

・地域の高校は県の財産。高校設置条例を改正させ、「統廃合は議会の承認が必要」とさせた。（長野・教職員）

・1993年に西淀川子育てネットを結成。著名な講師を呼び、毎年1度、子育て集会。若い世代を獲得できている。地域労連が運動を担っている。（大阪・教職員）

・高校授業料が無償になったが、生活保護を受け無償であったPTA会費など諸費を払えと言われた。給付制の奨学金制度を求める署名を県に提出し、教育委員会で陳述もした。（あいち公立高校父母連）

・「プロリン」（プロの臨採）という言葉にびっくり。免許のある教科以外に9つぐらい教えたという先生がいることにもびっくりした。働く人を大事にしない現状が子どもにも、しわ寄せになっている。（山口・父母）

・40人よりはマシだが、30人以下学級が本当にいいと言いきれるか。テスト重視の学校制度の中ではうまくいかない。子どもたちの学びあいが成立しないとダメ。“笑顔あふれる学校”をつくろうと頑張っている。

（北海道・教職員）

講演

みんなの力で、子どもを大切にする地域・社会を

— 今こそ地域に根ざす学校づくりの運動を —

講師：石井拓児 さん（名古屋大学）

戦後日本における「地域に根ざす学校づくり」の到達点

1947年教育基本法の第10条は「教育における直接責任制」を明示した。しかし、アメリカが日本をとりこみ、憲法を「改正」して戦争に協力できる国家体制をつくらうとする動きが始まる。

これに対抗して、子どもや父母の願いにこたえる学



校をめざし、「学校づくり」という言葉（概念）が50年代後半に誕生。60年代の公害問題、70年代の生活運動・住民運動などと合流し、公務労働者としての教師たちが地域と一緒に活動。「憲法を暮らしに生かす」をスローガンとした革新自治体の誕生も背景に、学校が教育的機能と福祉的機能をあわせ持つようになった。

今、子ども、大人・地域の貧困とともに、教師の貧困化（非正規教員の増加と貧困、正規教員の多忙化）が深刻になっている。それは地域に根ざす教師の教育活動（＝学校の福祉的機能）の貧困化を生み出さざるを得ない。

民主党政権における教育政策の留意点

民主党政権は高校無償化、子ども手当、少人数学級の推進などを打ち出した。しかし、財源確保をめぐる消費税増税論となる。「GDP比での公財政支出は少ないが、子どもの数も減っている」「教職員数は実質3割増」「学校を適正規模に統合を」などという「財務省の論理」を国民的に打ち破ることが教育運動の最大の焦点ではないか。また、子ども手当など、子育て世帯への支援策は消費の拡大、経済成長につながるというシナリオも注視をすべき。子どもの幸せとか発達をぬきに教育政策が語られるという、いびつな構造がある。

新学習指導要領にみる「新しい教師像・新しい学校像」

国が「生きる力」「新しい学力像」を細かに提起し、これを社会全体で「共有」すべきという。つまり、学校

現場は何も考えなくてよい、ただ、“子どもと向きあって”実践すればよい、とっているようにみえる。

マニュアルの実施者としての教師像

＝新自由主義的教師像

- 企画者・経営者としての<国>が「生きる力」「学力」モデルを規定
- <各自治体>は適切に教育が実践されているかどうかを評価して検証する
- 学校経営は校長・副校長・主幹教諭が担う
- 実施者・作業員としての<学校・教師>はこれをそのまま実践する（＝子どもと向きあう時間の確保）

戦後日本の学校づくりの復権という課題にどう取り組むか

民主党の「地域主権戦略」は、市町村や都道府県の合併、道州制の検討を視野に入れ、それは、教育委員会や文部科学省の廃止論などにも連動している。

市町村合併、教育委員会制度の廃止、教師の貧困化と多忙化、学校事務の外部化など、いわゆる「公務労働者」の存在を地域から遠ざける方針といわなければならないのではないか。民主党の教育政策・地域政策は、学校・教育の福祉的機能をやせ細らせる危険性がきわめて高い。

教職員の身分保障がされ、子どもと向きあいながら、教育についてきちんと話しあえる学校、教職員が地域に足を運べる、それこそが大切。地域の貧困問題にかかわる運動と連動し、労働者派遣法の抜本的改正と切り結んで、教職員の定数崩しを許さないたたかいをすすめることが大きな課題ではないか。

新しい共同の可能性の追求を

学校の実在は地域の生命維持装置ともいえる。退職教員・事務職員との共同、教育委員会や自治体職員との共同、「子ども会議」などのとりくみ、地域の中小業者・お店などとの共同、地域の民生委員、文化者（宗教者を含む）などとの共同を広げ、教育や福祉・医療などをつないで、新自由主義にかわるもうひとつの社会像、憲法の示す社会像の積極的提起が必要ではないか。

「子ども・子育て新システム」で、 保育・子育てが託児サービス市場に

木村雅英（日本自治体労働組合総連合 中央執行委員）

自民党政権が敷いた「保育の市場化」

「育児休暇が終わるのに保育所が見つからない」という親の悲鳴、「お昼寝のふとんを敷く場所もない」という保育現場の悲鳴があがっています。規制緩和による詰め込み政策が行き詰まっています。

政府が、憲法と児童福祉法を守り、先進諸国なみに子ども予算を確保すれば、保育所を大幅に増やせます。

ところが自民党政権は、公的保育制度そのものを破壊する計画をすすめました。「経済財政諮問会議」等が推進役となり、厚生労働省・社会保障審議会が2009年末「新たな保育の仕組み」をまとめました。

民主党政権は幼稚園制度へ拡大を企図

政権を奪取した民主党は、2010年1月以降、「幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステム」の検討を始めました。「新たな保育の仕組み」を引き継ぐとともに、民主党マニフェストの「幼保一体化」を取り込み、幼稚園制度の解体にまで拡大したのです。

政府は1月末にも結論を出し、3月中旬に「子ども・子育て支援法案」「こども園法案」「一括法」を国会に提案する見込みです。

新システムは子どもと保護者の権利を破壊

問題の第一は、保育が保護者の「自己責任」に変わることに。

保護者が「こども園」と直接交渉し、保育時間や付加サービス、料金を決めます。配慮が必要な家庭や子ども

が排除されるおそれがあります。「保育所をつくって」などと市町村に要求する根拠は失われます。

第二は、保育が細切れの預かり保育に変わることに。

市町村が保護者の就労をふまえて認定した「週当たり30時間」「55時間」などをもとに、保護者が「午前中だけ利用」「午後から利用」「夜間利用」などを選びます。子どもの在園時間はばらばらで、預かり保育しかおこなえません。

第三は、保育が「お金次第」に変わることに。

市町村が決める「公定保育料」は、最小限の保育料金。給食費も、認定時間をこえる保育も、お稽古ごとくも全額、保護者負担。子どもはゼロ歳から格差を押し付けられます。

第四は、保育の安定性・継続性が壊されることに。

民間事業者が自由に参入できるようになります。参入自由は撤退自由、「継続性」が壊されます。「儲からない」地域では、低コスト型の保育ママなどに代わるおそれがあります。

おわりに

幼稚園が「こども園」に強制的に統合されることは、今回の制度改定で見送られました。しかし財政の流れは根本から変わります。私立幼稚園の私学助成は廃止され、保育料補助に換わります。おそらく公立幼稚園も同様でしょう。要するに「出来高払い」です。

子どもの保育を権利として保障する制度の堅持・拡充が、緊急の課題となっています。

30年ぶりに国の責任で小学校1年生35人学級の予算が

—2011年度文部科学省予算について—

本田久美子（全日本教職員組合 中央執行副委員長）

長年の父母・国民、教職員の運動と世論で、小学校1年生の35人以下学級の実現に必要な4000人の教職員定数を措置するため、300人の純増を含む2300人の定数改善の予算が計上されました。（残り1700人は、小学校1年生への加配で措置）

これは、今年度集約分を含めて22年間で4億筆にのぼる教育全国署名をはじめ、すべての子どもの成長と発達、ゆきとどいた教育の実現を求める多くの国民の声を背景にした貴重な到達であり、「新・教職員定数改善計画（案）」を押し進める足がかりとなるものです。

日本国憲法第26条にもとづく国民の教育権・子どもの学習権を保障する立場から、「計画（案）」の確実な推進と、高校・障害児教育分野を含めて国の責任での少人数学級を計画的に整備されることが求められます。

また、都道府県・市町村でのこれまでの運動により少人数学級を前進させた力が国を後押ししたといえます。これまで小学校1年生の少人数学級が実現していたとこ

ろでは、国の制度としての35人以下学級を確実に推進させるとともに、この予算を新たな学年での少人数学級実現のために活用するよう、とりくむことが重要です。

昨年度制度化された公立高校の授業料不徴収および私立高校等就学支援金が引き続き予算案に盛り込まれました。しかし、「私学も無償に」の多くの高校生・父母の声にもかかわらず、私学助成に関わって経常費助成費等補助が昨年度に引き続き減額されました。

すべての子どもたちの教育を受ける権利を保障する立場から、学校設置者を問わず授業料の無償化、授業料からさらに学校納付金（学費）・教育費の無償化に向けてのとりくみをいっそう強化する必要があります。

また給付制奨学金については、2年連続見送られました。特定扶養控除の見直しで負担増となる低所得世帯に対する救済措置を求めます。高校教育を希望するすべての生徒が経済的理由で学ぶことができない事態をつくらない制度設計が求められます。

「全国一斉学力テスト」中止を求める署名 集約のお知らせ

「全国学力・学習状況調査（全国一斉学力テスト）」は、2011年度は4月19日（火）実施と決定されています。

抽出率30%と希望利用方式により実施され、すでに各市町村教育委員会に参加するかどうか、希望をとっています。昨年はこれにより73%の学校が参加していますが、「競争をさらにおしすすめる学力テストは中止しかない」と、今、署名の集約を強めています。

現在、約1万筆が寄せられています。

3月には文科省に提出しますので、2月中に子ども全国センターあてにお届けください。

これからでも結構です。署名用紙が必要な方はご連絡ください。

「非行少年」に、もっと弁護士を！

～全面的国選付添人制度の実現をめざして～

1月29日（土）東京で、日本弁護士連合会主催のシンポジウム「『非行少年』にもっと弁護士を！」が開かれ、「もがれた翼」による特別公演「扉をひらいて」の上演や、リレートークなどが行なわれました。つどいには500人を超える人びとが参加しました。

「自分はやってない」と何度言っても聞いてもらえず、警察に殴られたり首をしめられた。恐くて、早く帰りたい、あきらめて「やった」と言ってしまった。弁護士さんに「絶対に君の味方や、本当はどうなんや」と言われて、やっと「やってない」と言えた。楽になった——虚偽の自白で逮捕され、その後無罪になった少年（当時14歳）がビデオ出演でこう述べてました。

「国選付添人制度」は、家庭裁判所で審判を受ける少年に、国費で弁護士付添人を選任する制度です。しかし、現行の制度では、対象が殺人、強盗などの重大事件に限られ、少年鑑別所に収容される少年の約6%が対象になるにすぎません（2009年度）。

そこで日本弁護士連合会は、「少年鑑別所に収容されたすべての少年の事件を対象とした「全面的国選付添人制度の実現」を求めて国会に立法化を要請し、とりくみをすすめています。

同時に日本弁護士連合会は、すべての弁護士から特別会費を集めて「少年保護事件付添援助制度」をつくり、財政的に弁護士をつけられない少年に対し、弁護士付添人の費用を援助しています。09年度の実績は6912件で援助額は約7億円。それでも少年鑑別所に収容された少年の約55%にすぎません。刑事裁判を受ける成人の場合は弁護人がほぼ100%ついていることと比べて、大きなちがいです。

つどいの基調報告では、少年事件にかかわる付添人の重要な役割について、次の4点が強調されました。

①少年を冤罪から守ること、②少年の思いや意見をきちんと裁判所に伝えること、③少年の立ち直りを援助すること、④少年に代わって、被害者と連絡を取り賠償の

ことも含めて対応すること

リレートークでは、

「『関係ねえ！』と言う子どもの、家族やおとなたちとの関係を解きほぐし、子どもによりそって非行事実の認定をきちんとやってほしい」（元少年院院長）、「日本の少年司法は『保護』の理念が貫かれ、子どもの立ち直りに努力をしてきた。子どもを育てるような手づくりの感覚が大事。『厳罰化』はサイボーグの威力は発揮するかもしれないが、手のぬくもりがなくなる」（全司法労働組合）、「国選付添人には弁護士だけでなく、教育的知見を持っているさまざまな人も協同できるようにしてほしい」（非行克服支援センター）などの発言が続きました。

日本共産党の井上哲士参議院議員が「超党派で制度を実現させるために力を尽くしたい」と挨拶。また、民主党、自民党、公明党、社民党、無所属など20名の衆参国議員がメッセージを寄せました。

日弁連作成のパンフレット→



扉をひらいて 「もがれた翼」 特別公演

「もがれた翼」は東京弁護士会の弁護士と子どもたちでつくる演劇グループで、1994年以来17回もの公演を重ねています。

行きずりの男性に腹を立て、殴って負傷させた少年。家庭や学校での居場所がないことや友人との関係など、暴力行為の背景に隠れている少年の苦しみを、付添人となった弁護士とのやりとりを通じて浮かびあがらせ、少年の心の変化を描き出して感動的でした。

子どもと教育を語るつどい

子どもの貧困の克服をめざして

—「教育費の無償化」を検証し、今後の方向性をさぐる—

2011年2月26日(土) 13:00~16:30

全国教育文化会館

授業料不徴収、私学への就学支援金制度が実現。
しかし、家庭の貧困や子どもの生活の実態は…
子どもの学習権を保障するための方向性をさぐる。

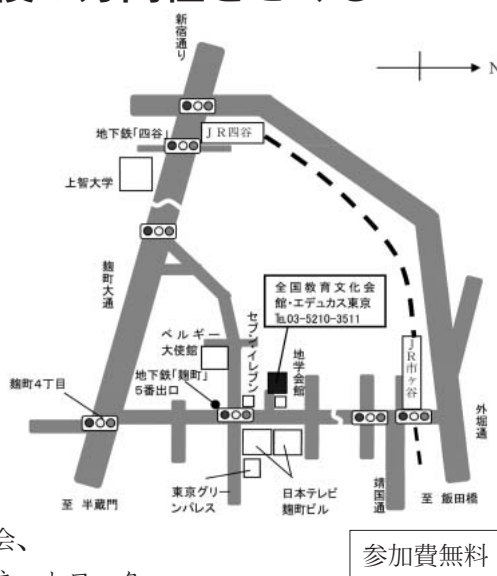
◆講演 「教育費無償化はどうあるべきか —教育の権利にたづねて—」

講師：藤本典裕さん(東洋大学教授)

◆報告と交流

主催：子どもの権利・教育・文化全国センター、日本子どもを守る会、
全日本教職員組合、教組共闘連絡会、憲法・教育基本法全国ネットワーク

(1月27日現在)



参加費無料



ポケット版(10改訂版) 『子どもの権利ノート』

好評発売中!

昨年6月に出された、国連子どもの権利委員会の日本政府に対する「第3回勧告」を収録。「児童憲章」および、一部改定された「児童福祉法」の抜粋も掲載しています。いっそうの普及とご活用をお願いします。お申し込みは子ども全国センターまで。(頒価300円)

えんぴつ・ペン画スケッチノート

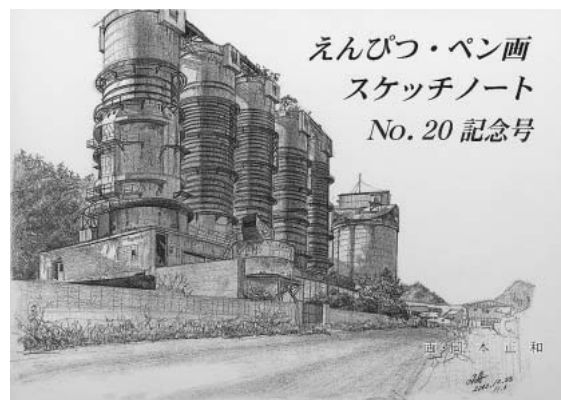
子ども全国センターニュースの表紙を毎号飾るスケッチ。

作者の岡本正和さんは、山口県の小学校の先生です。
なつかしい里山やなにげない街の風景、集会につどう人々の姿や子どものしぐさなど、私たちの日常を繊細なタッチで描きます。

30年の間に描いたスケッチノートは20冊になり、このほど記念の20号が発行されました。

40点余の作品が収められています。作品は自由にコピーして冊子やニュースなどに転載できます。ぜひ、みなさんの地域や団体などで、ご活用ください。

お問い合わせは、岡本正和さんへ ☎759-0206 宇部市厚南区城野145-1 ☎電話：0836-41-9192



A4サイズ、大型カードを20枚そえて、
1冊2000円(送料無料)